

平成 26 年度第 2 回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成 26 年 6 月 17 日（火） 13 時 30 分から 14 時 35 分

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第三委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：13 名）

前澤委員、坂本委員、伊藤委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、出貝委員
松井委員、阿部委員、荒谷委員、瀧澤委員、長澤委員、中川原委員

(2) 事務局（8 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援GL事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援GL）、
吉田主幹、山口主査、清川主査、上村主事

【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 各種基準条例（案）に係るパブリックコメントの実施について

ア （仮称）八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

イ （仮称）八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

ウ （仮称）八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

(2) 公定価格の仮単価の概要について

(3) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

(4) その他

3 閉会

議事録

(開会 13 : 30)

○司会

只今より、平成 26 年度第 2 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所要のため、小笠原様から欠席の御連絡がありました。また、前澤委員、小向委員は所要のため遅れるとの御連絡がありました。17 名中委員の半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

○会長

委員の皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。前回、5 月 30 日ですが、条例案をそれぞれこれから市で作っていくこととなりますが、それに先立ちまして国の方針が示されましたので、その概要の説明を頂いたところです。

それに対して 3 つのことについて御審議いただくこととなりますが、5 月 30 日の概要説明に対して改めてなにか御質問等ということで、皆様から御質問等がありましたので、まずはそのことについて御回答を申し上げながら、その後、仮単価についても審議を深めてまいりたい、こう思っておりますのでよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

○会長（議長）

議事に入ります。皆様の御協力を得て円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御願申し上げます。

本日の、一つ目の議事でございます。

(1) 各種基準条例（案）に係るパブリックコメントの実施についてとなりますが、初めに、前回の会議を受けまして委員の皆様から御質問がありました内容につきまして、事務局より回答を申し上げます。

○事務局

前回の会議を受けまして、委員の皆様から御質問のあった内容につきまして、御回答申し上げます。

当日資料、資料 6 を御覧ください。最初の一つ目の質問につきまして御回答申し上げます。

特定教育・保育の取扱方針について、でございます。

御質問の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとあるが、現状として認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育は大きな違いはあるのか。各施設における教育・保育内容の違いをあまり感じないとの御質問であります。

回答でございますが、まず、幼稚園は小学校の教育の基礎をつくるための教育を行う学

校であり、幼稚園教育要領により教育を提供しております。

保育所は、0歳児からの乳幼児を保護者に代わって保育する施設で、年齢に応じた内容の保育を提供することが特徴である一方、3歳以上の教育内容については、幼稚園で行う教育との整合性が持たれており、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設となっております。

そのため、いずれの施設におきましても、教育・保育内容は整合性が持たれており、要領等の中身をみましても教育・保育のねらいや内容に、共通部分が多くあることから、保育士等が行う日々の教育・保育内容に大きな違いはないものと考えております。

なお、施設的な特徴につきましては、次のページの別添資料のとおりとなりますが、各施設ごとに様々な方針を掲げていることや、英語教室など、特色のある教育・保育を提供しているものです。以上でございます。

○会長（議長）

次の御質問について事務局から。

○事務局

放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するものについて御回答申し上げます。放課後児童健全育成事業の御質問は5ついただいております。

まず、一つ目、支援員の資格についての御質問です。質問内容といたしましては、国の基準では、支援員の他に補助員に代えることができるかとあるが、補助員の資格はあるのかとの御質問です。

回答といたしましては、支援をする際には、支援員の人数を2人以上とすることとなり、うち1人は国の基準が示す内容の資格を有していなければなりません。

国の基準では、その1人を除いて、補助員に代えることができるとなっており、補助員の資格については特に示されておりませんので、資格を有していなくてもよいものと考えております。

次に、設備基準についての御質問です。質問内容でございますが、省令及び市のガイドラインでは、専用区画の面積基準1人につき、1.65平方メートル以上とされているが、事前の調査結果で47クラブ中19クラブが基準を満たしていないという結果であったことを受け、市の方針では基準面積未満であっても例外的な取扱い規定を設けることとしている。については、基準面積未満のこれらの19クラブの1人当たりの面積の程度に関わらず、すべて例外規定で対象とすることとなるのか、という御質問の内容です。

御回答といたしまして、専用区画の面積については、建物の広さの制約もあることから、国の基準を満たすためには建物の増築や別の広い建物を見つけるといった、難しい課題を解決しなければなりません。

そのため、既存の放課後児童クラブについては、来年度までに対応できないクラブが多いと思われるため、その対応にはかなりの時間がかかるものと考えます。

また、放課後児童クラブを新規開設する場合は、国の基準に合った面積を確保するように説明してまいりたいと考えております。

続きまして、支援員の数についての御質問です。質問内容でございますが、省令では、

支援の単位はおおむね 40 人以下、支援員は支援の単位ごとに 2 人以上とされており、また市ガイドラインでは、登録児童数 35 人以下で指導員 2 人以上としているが、市の方針では 40 人以下で指導員 2 人以上としている。については、市ガイドラインと市の方針との整合性を図るため、市ガイドラインを見直すべきではないか、という御質問の内容です。

御回答といたしまして、市の基準を条例化するに当たり、子ども子育て会議で御検討いただきますが、条例案が議会において議決された後、来年度に向けて市のガイドラインを見直し、条例との整合性を図ります。

続きまして、支援員の数についての御質問です。質問内容でございますが、支援員の数について、市のガイドラインでは登録児童数 35 人以下と 36 人以上で支援員の数を定めているが、方針案では児童数 40 人未満と 40 人以上となっている。児童数の区切りが両者で異なる理由はあるのか。また、条例ではどちらの基準を採用するのか、という御質問の内容です。

御回答といたしまして、現在の市のガイドラインでは、一つの支援単位の児童数は、36 人から 45 人程度が望ましいとしております。また、市のガイドラインでは児童数 35 人を区切りとしており、35 人以下は指導員 2 人以上、36 人以上は指導員 3 人以上と規定しております。しかし、今回、国が参酌基準として支援する際の児童数を、おおむね 40 人以下と定めたことや今後児童数の増加が見込まれる一方で、指導員の確保も年々難しくなっている状況を踏まえ、当市の基準条例化に当たっては、40 人以下の場合は支援員の人数を 2 人以上とし、40 人を超える場合は 3 人以上とする方針案といたしました。

続きまして、放課後児童クラブを小学校内で実施することについての御質問です。質問内容でございますが、働くお母さんが増えたことにより、放課後児童クラブを利用する児童が増え、部屋が狭くて大変であると聞いている。テレビなどでは、学校の空き教室を使うということが言われているが、八戸市ではあまり空き教室を使わせたくないということらしいが、それは市のこども家庭課と教育委員会が繋いでくれないと開設できないのではないか、という御質問の内容です。

御回答といたしまして、当市の小学校では、児童数の減少により使用されなくなった教室は、工作室や会議室等として使用されており、残念ながら空き教室、余裕教室はない状況にあります。現在、小学校の一部の教室を使用している放課後児童クラブは、空き教室ではなく、通常使用している特別教室等を放課後一時的に貸している形態であり、恒常的な使用を認めているものではありません。また、恒常的な使用のためには、財産処分や補助金返還等の転用手続きが必要になります。

以上の対応は、文部科学省が空き教室、余裕教室について、将来の学校教育用のスペースを十分に確保し、その上で生じた空き教室については、転用手続きをした上で活用するよう考えを示しているためで、県からも同様の手続きをするよう指導を受けている状況です。また、学校施設と放課後児童クラブの使用区域を分離せずに実施する場合、特に玄関やトイレ等でございますが、双方の施設の安全管理等が充分でない状況になることや、事故が発生した際に責任の所在が不明確になるなどの問題もあります。

以上、国・県からの指導及び管理責任等の問題から考えられる手法としては、学校用地を借用してプレハブ建築物を設置し、放課後児童クラブを実施する方法が管理責任や費用の面でも明確であり、現時点では最も可能性がある方法と考えられます。

現在、放課後児童クラブを小学校で開設する際のこのような問題は全国的な問題であり、国も検討中であるため、今後国の動向に注視しながら、教育委員会も含めた関係各課と連携し、検討して参りたいと考えております。以上です。

○会長（議長）

ただいま、各委員の皆様から6項目について御質問がありましたことについて、事務局から説明がありました。このことについて御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。ないようですので各委員からの御質問についての事務局からの説明に対しては御了承いただいたものとして取り計らいます。

次に、ア（仮称）八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要について、事務局より説明願います。

○事務局

仮称特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要について御説明させていただきます。

資料1を御用意いただければと思います。前回会議におきましては、内閣府令により国が示す基準の内容について御説明させていただいたところです。

そして、今回は、実際に八戸市で策定する条例案に対しまして、市民や事業者の皆様などから御意見をいただくため、パブリックコメントの実施に当たる条例案としての基準概要となります。

前回会議で使用しました資料は、国の基準を従うべき基準と参酌すべき基準に分け、基準の中身を概要として説明いたしました。そして、前回会議におきまして、市の条例で定める基準は、市の方針といたしまして国基準どおりとする予定であることから、今回の資料では、資料を横版にし、右側に市の考え方ということでお示ししているところでありませう。

基準の中身については、前回の会議の中で説明済みですので、前回資料からの変更部分は、軽微な字句の修正や補い、説明の補足などではありますが、主な変更点について御説明させていただきますと思います。

まず1ページ目ですが、第1章の総則についてです。前回資料は、国の基準についての説明でしたので、市町村が条例を定めるに当たり、従うべき基準や参酌すべき基準がどの条項に当たるのかなど、国の基準の趣旨が記載されておりました。今回は、市の条例としての趣旨、八戸市の条例の趣旨ということになります。同じように、2番内閣府令で使用する用語の定義となっていたものを、条例で使用する用語の定義としております。

次に、第2章ですが、5番6番について、見出しを内閣府令の見出しどおり修正しております。

また6番の概要中、選考方法について、1号認定子どもを受け入れる施設と2号・3号認定子どもを受け入れる施設に区別しました。

2ページを御覧ください。9番の支給認定の申請に関する援助について、国の基準にありますただし書を加えております。

13番、利用者負担額等の受領について、領収書と表記しておりましたが、国の通知どお

り領収証と修正しました。

次のページ、3ページを御覧ください。

20番、運営規定の説明について、白丸の上から4つめ、学期について、1号子どもを受け入れる場合の学期について説明を追加しました。

21番、勤務体制の確保等について、上から2段目、ただし書のとおり、教育・保育に直接影響をしない業務を除く説明を追加しました。

次に2ページとばしまして、6ページをお開きください。

第3章の特定地域型保育事業者の運営に関する基準になりますが、第2節の38番、40番の見出しを、内閣府令の見出しどおり修正しております。

次のページ、7ページをお開きください。

42番、特定教育・保育施設との連携について、上の枠1行目ですが、特定教育・保育施設の連携施設の確保について、居宅訪問型保育事業者を除く説明を追加し、同じ枠内の下から4行目ですが、居宅訪問型事業者が障害児入所施設などの連携施設を確保する目的について、専門的な支援が受けられるようという補足をいたしました。

次に43番の利用者負担額等の受領につきましては、特定教育・保育施設と同様に、領収証の標記を修正いたしました。

次に44番、特定地域型保育の取り扱い方針ですが、地域型保育事業が保育所保育指針により地域型保育を提供するほか、各事業の特性に留意するという補足を追加いたしました。

次の8ページをお開きください。

47番、勤務体制の確保等につきまして、上から2段目、こちらも特定教育・保育施設同様、ただし書きのとおり、直接影響をしない業務を除く説明を追加しました。

次の9ページを御覧ください。

50番、準用規定につきましては、国の基準では、50番の準用規定自体は参酌すべき基準となっている部分ですが、50番の規定を参酌した結果、市の条例においても国の基準どおり準用する場合には、支給認定子どもを平等に取り扱う原則などの規定については従うべき基準となるため、各規定において準用する場合は従うべき基準の説明を補足いたしました。以上が主な変更点の説明となります。

なお、これから説明する他の議案も含めてですが、質問や意見につきましては、本日の会議の中に限らず、本日お配りしております質問・意見票による方法によって、後日の提出でも構いませんのでよろしくお願いいたします。

これで、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長（議長）

ただいま、アについての説明をいただきました。前回説明したことと変更点をお聞きしたところですが、ア、イ、ウについても、御質問があれば、質問・意見票がありますので、後で質問していただけますと次回に回答いただけるということでございます。この場で今の説明に対して御質問・御意見ございますでしょうか。

ないようですので、現時点では説明に対して了承いただいたものとして、改めて御質問等あればお受けいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、イ（仮称）八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

の概要について、事務局から説明願います。

○事務局

資料2を御用意ください。仮称八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要について、でございます。

こちらは、前回の会議におきまして、家庭的保育事業に係る国の定める認可基準につきまして、従うべき基準と参酌基準に分けまして御説明させていただいたところでございます。また当市の条例案に係る方針につきましても、4つの事業類型の内、家庭的保育事業また居宅訪問型保育事業については、当市にこれまで運用実績がないことから、当市の条例案は国基準どおりとする予定でございますこと、後の2つの小規模保育事業と事業所内保育事業につきましても、国の基準における従事する職員及びその員数は従うべき基準でありまして、また、設備の基準についても国基準と異なる基準とすべき事情は見受けられないことから、当市の条例案は国基準どおりとする予定であることを御説明申し上げたところでございます。

今回お配りしております資料につきましては、その点を踏まえ前回と同様の内容になっております。その中で12ページのところでございますが、第4章居宅訪問型保育事業の連携施設の特例につきましては、前回資料におきましては、省略して記載した関係がございまして、御質問のありましたところでありましたので、国基準の規定内容を追加して記載したところであります。といいますのは、障害や疾病のある乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設、居宅訪問型保育連携施設といいます、を適切に確保しなければならないことという、国基準の表現で資料を作成させていただいております。

従いまして、これからパブリックコメントを実施するに当たりましては、前回と同じ基準の内容及び市の方針に基づきまして市民の皆様方など、広く御意見をお寄せいただくようパブリックコメントを実施したい、とこのように考えてございます。以上です。

○会長（議長）

ただいま、イについての説明がありました。これについても、改めて御質問等あれば質問票を受けたいということでございますが、現時点で御質問等ございますか。

ないようでございますので、了承したものと取り計らいます。

次に、ウ（仮称）八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、仮称八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要の資料3の御説明を申し上げます。

前回の資料では、厚生労働省令の概要ということで、この資料では国の基準の概要に当たりますが、前回と違うところは、内容はそのままでございますが、載せている文章を細かく変えてございます。また前回の資料では、当市のガイドラインとの比較ということで

ガイドラインの内容を載せておりましたが、パブリックコメントのための資料ということで削除しております。

今回の資料は、国の基準の概要と基準の種別、参酌基準か従うべき基準かと市の方針のこの3つを載せております。市の方針につきましては、前回御説明いたしましたことと変更はございません。

趣旨第1条でございますが、ここは、市の条例につきましては市の趣旨として策定することになります。

次に第2条から2ページ目の第6条までは参酌基準となっており、国の基準どおりで市の方針案としております。

次に3ページですが、第7条、第8条につきましても国の基準どおりの市の方針としております。

第9条につきましては、専用区画及び備品等の設置につきまして、事業所には遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、以下専用区画というを設けなければならないということ、この基準に関しましては国の基準どおりでございますけれども、既存のクラブに対して例外的な取り扱いの規定を設けるとしております。

次に、同じく専用区画のところですが、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない、につきましても、国の基準どおりといたしますけれども、既存のクラブに対して例外的な取り扱いの規定を設けるということで市の方針としております。

次の4ページですが、職員の基準については国の基準に従うとなっております。そこで支援員の数につきましては、支援単位40人以下は指導員2人以上、支援単位40人を超える場合は指導員3人以上としております。

また、支援の単位のところですが、支援の単位は一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするというところで、国の基準に従うということですがけれども、既存のクラブに対し例外的な規定を設けるということで市の方針としております。

以下5ページから7ページまでは国の基準どおりとしております。

説明は以上でございます。

○会長（議長）

ただいま、ウについての説明がありました。なにか御質問等ございますか。

ないようでございますので、了承いただいたものとして取り計らいます。

次に（2）公定価格の仮単価の概要について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、議事（2）公定価格の仮単価の概要について、御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

まず、2ページ目を御覧ください。

公定価格の概要についての資料でございます。新制度におきましては、教育・保育施設に対する給付である施設型給付費と、小規模保育等に対する地域型保育給付費が創設されており、市町村の確認を受けた施設に対してこれらの給付が支払われることとなります。

この給付費の基となるのが公定価格でありまして、基本構造としては、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、公定価格から利用者負担額を控除した額が各施設に対して給付されることとなります。

利用者負担額につきましては、各施設で徴収し、各施設の収入となり、その収入分を引いた額が給付されることとなりますが、唯一例外的に、私立保育所にあつては、利用者負担額は市町村が徴収することとされていますため、公定価格の全額が保育所に支払われることとなります。

公定価格の算定に際しての仮単価は、5月26日に開催された国の子ども・子育て会議において提示されておりますので、その概要をお知らせいたします。

なお、公定価格は、国の各年度の予算編成を経て決定されることとなりますので、現時点では、国の予算編成前の仮の単価として仮単価という名称がつけられているものです。

資料4、参考の公定価格の仮単価表を御覧ください。中央部に点線で囲まれている部分がございます。

国では、消費税率引き上げに伴う増収分について、社会保障の充実2.8兆円を子ども・子育て支援の充実に7,000億円が充てられる予定とされております。

1つ目の黒ポツでは、消費税率が10%に引き上げになった場合は、7,000億円の財源が確保されることとなりますため、平成29年度からは、お手元の公定価格仮単価表に記載されている全ての単価が適用となるものです。現時点では、消費税率が8%のため、平成27、28年度につきましては、仮単価表の一部の単価が適用されない、又は適用されても平成29年度以降と比べて異なる単価が設定されているものであります。

ここでは、平成29年度以降分を中心として、その内容について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

このページでは、現行の私立保育所運営費と公定価格の仮単価により計算した場合の比較を行っております。

ここでの計算例は、表題の右に記載している条件、すなわち認可定員60人、確認定員も同じとしてございます。各年齢別の入所児童数は表のとおりでございます。保育所職員の平均勤続年数で定められております民間施設給与等改善費は12%、所長設置、主任保育士加算いずれもありということとしております。この条件に基づいて計算しておりますので、定員区分や入所児童数が変更になった場合は、当然、金額についても変動があるものでございます。

現行の私立保育所運営費でございますが、児童福祉法の市町村以外の者が設置する保育所における保育に要する費用は市町村の支弁とする、との規定に基づいて、市から保育所に支払われているものでございます。

運営費の各項目の説明となりますが、左端の地域区分では、青森県はその他の地域とされております。定員区分は60人の定員ですので51人から60人までの区分を使用します。入所児童数は4歳児以上が22名、3歳児が13名、1、2歳児が18名、乳児が4名の計57名としております。1人当たり単価は、右側の基本分単価から主任保育士加算までの各単価を合計したものととなり、これに入所児童数を乗じて支給額を算定しております。

公定価格の計算例については、中段と下段に記載してございます。

資料中段は、消費税率8%時点の平成27年度から28年度分、下段では、消費税率10%

の満額となった場合の計算例となっております。

まず、各単価の内容ですが、基本部分と加算部分1、調整部分、加算部分2と4つの区分に分かれております。

基本部分といたしまして、保育必要量は、児童1人当たりの保育に要する経費として、施設職員の人件費のほか、事務管理費、教材費が含まれているものでございます。

加算部分1として、処遇改善等は、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組みに応じて加算するものとなります。こちらは、保育所運営費の民間施設給与等改善費と同じ趣旨の内容となっております。

保育必要量と処遇改善等については、平成29年度版以降では、保育標準時間認定と短時間認定で、それぞれ単価が設定されておりますが、平成27年度から28年度版では一本化されております。

所長設置につきましては、専従の施設長を配置する場合に必要な人件費を加算するもの、3歳児配置加算は、3歳児に対する職員配置を通常の20対1から、より手厚く15対1とする場合に加算するものとなりますが、この項目については平成27、28年度版では設定されてございません。

休日保育加算、夜間保育加算は、それぞれ休日保育事業、夜間保育所を開設するための経費を加算しているものでございます。

減価償却費加算は、施設整備費補助を受けない保育所のうち、自己所有の建物を保有する場合に減価償却費の一部を加算するもの。

賃借料加算は、保育所が賃貸物件である場合に賃借料の一部を加算するものとなります。この減価償却費加算と賃借料加算につきましては、平成27年度から28年度版では単価設定はございません。

調整部分については、分園の場合、たとえば施設長など、本園と分園との間でまたがる経費について減額調整するものでございます。常態的に土曜日に閉所する場合は、土曜開所に係る経費を減額調整するもの。

恒常的な定員超過は、連続する過去2年間、常に120%を超える定員超過をしている場合は、減額調整をするものとなります。

加算部分の2については、主任保育士加算は、主任保育士を専任させることができるよう、代替保育士に係る経費を加算するもの。

療育支援加算は、障害児を受け入れている施設に対して、主任保育士を専任化させ、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合、代替保育士の経費に係る費用を加算するものでございます。

事務職員雇上費加算は、延長保育事業、一時預かり事業等、複数の事業を実施する場合に、事務職員を配置するための経費を加算するものでございます。

冷暖房費加算は、冷暖房に係る経費について加算するものとなります。

この資料の一番下に現行の運営費、そして27年、28年、29年度以降のそれぞれの支給額についての表を掲載してございます。

まず、平成27、28年度版では、約100万円、21%の増額となるものでございます。

平成29年度以降については、運営費と比べ、約190万円、40%の増額となるものでございます。

資料1 ページ目を御覧ください。

市全体分で比較したものでございます。

現在の本園分でございますが、現在、保育所に支払われている運営費を施設型給付費として支払う場合どのくらい増額となるかを比較した表となります。

市全体の本園のみで見た場合であっても、平成27、28年度版では約30%、平成29年度以降については約40%の増額となるものでございます。

また、本日追加いたしました資料では、幼稚園における現行との比較表となっております。

資料4 追加の資料を御覧ください。

現行の部分では、県から私立学校経常費補助金と特色教育補助金が支払われているほか、園で徴収した利用者負担額が園の収入となっております。資料では年額で表示してございます。

お手元の資料で示した比較表では、保育所と同様、入所児童数等により金額が変動するため、あくまでも参考として御覧ください。

現行では、県から園に支払われる分として年間3,468万円、保育料収入として8,436万円、合わせて約1億1,900万円が園の収入となるものです。

新制度移行後につきましては、平成27、28年度分については約1億2,450万円となり、約5%の増額となるものです。平成29年度以降については、1億3,740万円となり、平成27、28年と比べ約10%、現行と比べ約15%の増額となるものと推計されます。

なお、資料として作成しておりませんが、認定こども園では、どのように施設型給付費が計算されるのかということでございますが、認定こども園は、幼稚園部分と保育所部分と分かれておりますので、現行では、幼稚園部分は、県から私学助成補助金が支払われ、保育所部分は、市から私立保育所運営費が支払われております。

新制度実施後につきましては、認定こども園の単価表を使いまして、教育標準時間認定の1号認定子どもと、保育認定の2号、3号子どもとで、それぞれで算定を行い合算することとなるものです。

以上が概要となりますが、先に申し上げたとおり、各施設の認定こども園等への移行や入所児童数等により金額が変動となりますので御参考として御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、説明を頂きましたが、なにか御質問等ございますでしょうか。

ないようでございますので、了承いただいたものとして取り計らいます。

次に（3）子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、議事（3）子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について、御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。まず、2ページ目を御覧ください。

量の見込みの算定の目的でございますが、平成 27 年 4 月からの新制度本格実施に向け、市では、今年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定することとなります。

この計画は、提供区域ごと、事業ごとに利用見込みである量の見込み、需要と受入れ体制、供給の確保を図る計画であって、計画期間は 5 年間となります。

①計画段階を御覧ください。表中に①量の見込み、必要利用定員総数と記載されており、その下に、②確保の内容と記載されてございます。

1 年目の欄を御覧ください。

1 号と 2 号については、量の見込みと確保の内容が、例えば 1 号の場合は、量の見込み 300 人に対し、確保の内容についても 300 人と同数であり、需給バランスがとれております。

3 号については、量の見込み 200 人に対して、教育・保育施設と地域型保育事業を合わせても 100 人分しか供給が確保されていないため、100 人分の供給が不足しているものとなっております。

そこで、この計画では、2 年目に教育・保育施設分を 80 人から 150 人へと 70 人分を増加させるとともに、地域型保育事業を 20 人から 30 人へと 10 人分、あわせて 80 人分の供給体制を確保し、更に、3 年目では地域型保育事業を 30 人から 50 人と 20 人増加させることにより不足分の解消を図る、という計画になっております。

このように、子ども・子育て支援事業計画は、利用需要である量の見込みに対して、5 年間の計画期間の中でどのように受入れ体制の確保を図るのか、という需給計画となっております。

この計画は、毎年度、子ども・子育て会議での点検・評価が必要とされており、また、新制度実施後、表中の①に記載されています量の見込みの数と実際の利用者で、乖離が生じた場合については、2 年目で計画を見直すこととされております。

以上のことから、量の見込みは、今後 5 年間の供給体制の確保計画を図る上で、重要な指針となってくるものでございます。

それでは 1 ページを御覧ください。1 ページ目は量の見込みの算出方法となっております。

提供区域 A 区域である豊崎・上長地区における 3 号認定子どもの量の見込みを算定する計算例をお示ししております。

まず、計画期間である平成 31 年度までの 5 年間分について年齢別人口を算定しております。

算定に当たって、平成 21 年度から平成 25 年度までの人口実績に基づきまして、各年における増減率、出生率に基づき、平成 27 年度以降の人口を算定しております。

次に、国の算定の手引きに基づきニーズ量を算出することとなります。

まず、ニーズ調査における家族類型別の回答数の比率を算定いたします。

ニーズ調査の回答者をタイプ A から E までの 4 つの家族類型に分け、回答数の比率である b 潜在家族類型を求めております。

タイプ A ひとり親の場合は、当該地区全体で 16 名の回答者があり、タイプ A に該当する回答者が 1 名であったため、b 潜在家族類型は 0.063 となり、この比率に推計児童数である 95 名を乗じて 6 名を求めております。

更に、この 6 名に利用意向率を乗じて、e のニーズ量を算出します。

この利用意向率は、ニーズ調査におきまして定期的に利用したい教育・保育の事業はなにか、という質問で、認可保育所や小規模保育事業を利用したいと回答した数を、タイプAの回答者数1名で割り返して算定しているものでございます。

資料の計算例における提供区域Aの場合では、ひとり親家族1名が、認可保育所・小規模保育事業を利用したいと回答していることから、利用意向率は1.0となっているものでございます。

他の家族類型も同様の方法により算定し、最終的にニーズ量48人を算定しているものでございます。

以上のように、ニーズ調査の結果から、国が提示した手引きを基に量の見込みを算出しておりますが、その算定結果を3ページ目以降に添付しております。

3ページ目につきましては市全体の量の見込みを、4ページ以降からは各提供区域ごとの量の見込みとなっております。

3ページ目の八戸市全体でございますが、いずれの事業においても、平成27年度から平成31年度にかけて、概ね1割程度ニーズ量が減少する結果となっているものです。

なお、本日、お手元に配付している資料につきましては、あくまでも現時点におけるたたき台としての数字としてお示ししております。

と言いますのは、ニーズ調査や国の手引きのみで量の見込みを算定した場合について、国の子ども・子育て会議においても、実際の必要量よりも多く出る傾向があるとの指摘もあるほか、ニーズ調査結果が利用実態と乖離している自治体も多く見られております。

このような傾向は、当市においても見られておりますことから、本日お示ししている内容が、最終的な数値とはそのままの状態ではないものと考えております。

実際に、利用実態とどのような差があるのかについては、資料の最後のページを御覧ください。14ページとなります。

27年度における各事業と利用実態を比較した表となります。

左側の平成27年度ニーズ調査結果数の欄は、国の手引きに基づき算定した量の見込みを記載しており、右側の平成25年度利用実績における数値は、表面の1号認定につきましては、25年5月現在における幼稚園の入所児童数を、2号、3号認定は26年3月時点における保育所・認可外保育施設の入所児童数を記載してございます。裏面では、地域子ども・子育て支援事業につきましては、平成25年度の利用実績の数値を記載しております。

ニーズ調査と利用実績とで特に差が大きくなっている主な箇所としては、表面の1号認定が利用実態よりおおむね3割以上少なく算定されております。

2号、3号認定の館地区では、利用実数のおよそ半分の数値となっております。

裏面の地域子ども・子育て支援事業にいたっては、記載している全ての事業で、利用実態とかなりの差が生じている値となっております。

この理由として想定できるものとしたしましては、ニーズ調査の回答者が非常に少なくニーズ量が算定できなかった場合とか、調査では利用したい、あれば便利ということで、利用したいに回答していても、実際には利用されていない状態にあるですとか、利用したくても施設の受け入れ数が少なく利用できないという実態があるなど、様々な理由があるものと考えてございます。

いずれにいたしましても、かなり利用実態と乖離している状況にございますので、今後、

事業計画策定に当たりまして、かなりの影響を及ぼすものとして考えてございますので、本日お示ししている内容につきましては、今後、補正が必要であるものと認識しております。

また、量の見込みについて、7月19日までに県に最終報告することとされておりますので、次回会議において、補正内容及び補正後の結果をお示しいたしまして、皆さまから御意見を伺いたいと考えております。

また、前回の会議でお示ししておりました条例策定スケジュールでは、次回の会議は8月4日とお知らせしておりましたが、補正後の量の見込みの審議のための会議を、8月4日の会議とは別に、7月中旬頃に一度会議を開催したいと考えております。詳しい日時等につきましては、議事のその他において、お知らせしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、説明を頂きましたが、なにか御質問等ございますでしょうか。

ないようでございますので、現時点での量の見込みでございますので、ただいまの説明を了承いただいたものとして取り計らいます。

これをもちまして、本日、予定しておりました議事は終了いたします。

その他、なにかございますか。事務局。

○事務局

その他としまして3点御説明いたします。

まず、次回会議の開催について、でございますが、7月14日月曜日13時30分から第二委員会室で開催したいと考えております。資料につきましては1週間程前にはお配りしたいと考えております。

2点目でございます。パブリックコメントの実施について、でございます。本日御審議いただきました条例案につきましては、再度、字句等の間違いなどを更に精査した上でパブリックコメントを実施したいと考えております。予定といたしましては、6月20日金曜日から、7月9日水曜日まで実施したいと考えてございます。こちらは条例案について広く公に意見を求め、その結果を反映させることによって、より良い条例となることを目的として実施しておりますので、委員の皆様や各事業者の方におきましても、意見等提出していただければと思っております。よろしく願いいたします。

3点目でございます。質問票の件について、でございますが、条例案等、御質問等がございましたら、質問票やメールなどによりまして今月中、6月30日月曜日頃までに市の方へ御提出いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長（議長）

今、その他で、前は8月4日の10時から御案内しておりましたが、その前に、県の方に7月19日までに提出するということですので、そのために7月14日に会議をもう一つ持ちたいとこのことでございますので、皆様、日程調整をお願いしたいと思います。

また、皆様の質問票、意見も出せる方は出していただきたい。

ただいまの説明についてなにかございますか。

では、ないようでございますので、本日、予定していた案件は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 14 : 35)

以上